

SSBJ基準案の概要 (3)

2024年4月

サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) 事務局



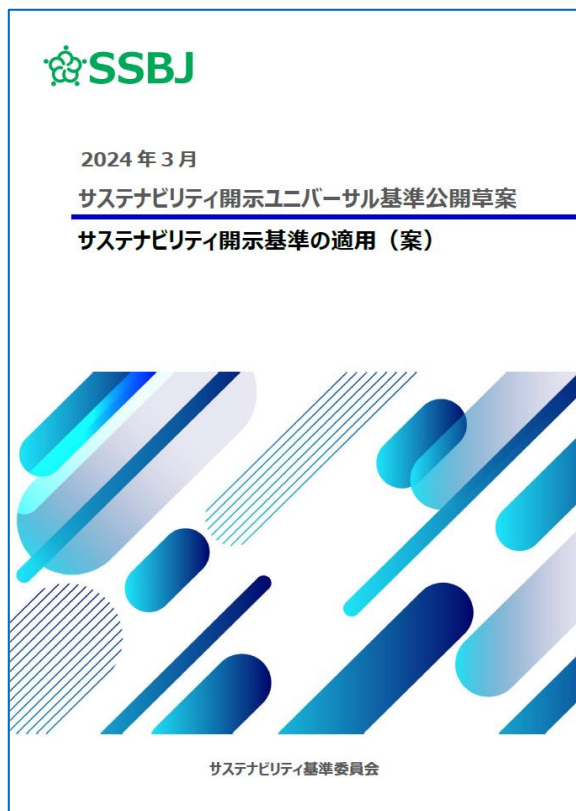
SSBJ基準案の公表

🌱 2024年3月29日、**3つのSSBJ基準案**が公表された

適用基準

一般基準

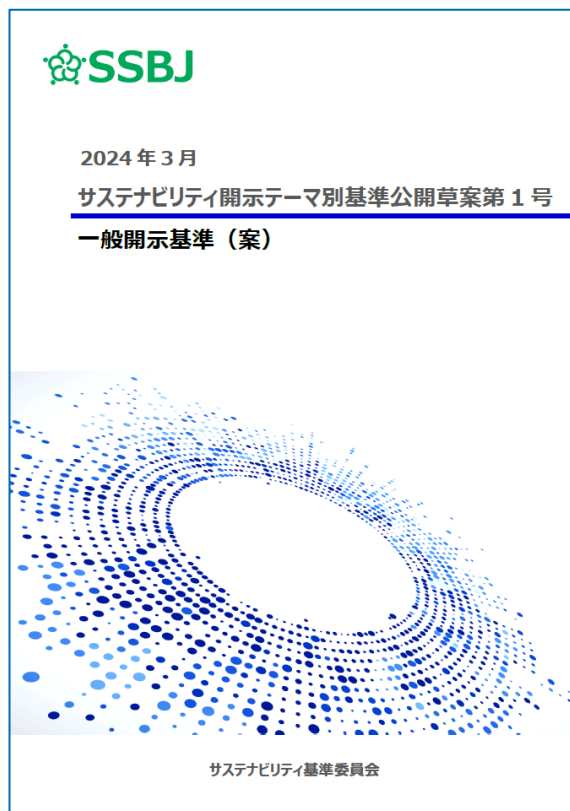
気候基準



SSBJ

2024年3月
サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案
サステナビリティ開示基準の適用（案）

サステナビリティ基準委員会



SSBJ

2024年3月
サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号
一般開示基準（案）

サステナビリティ基準委員会



SSBJ

2024年3月
サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号
気候関連開示基準（案）

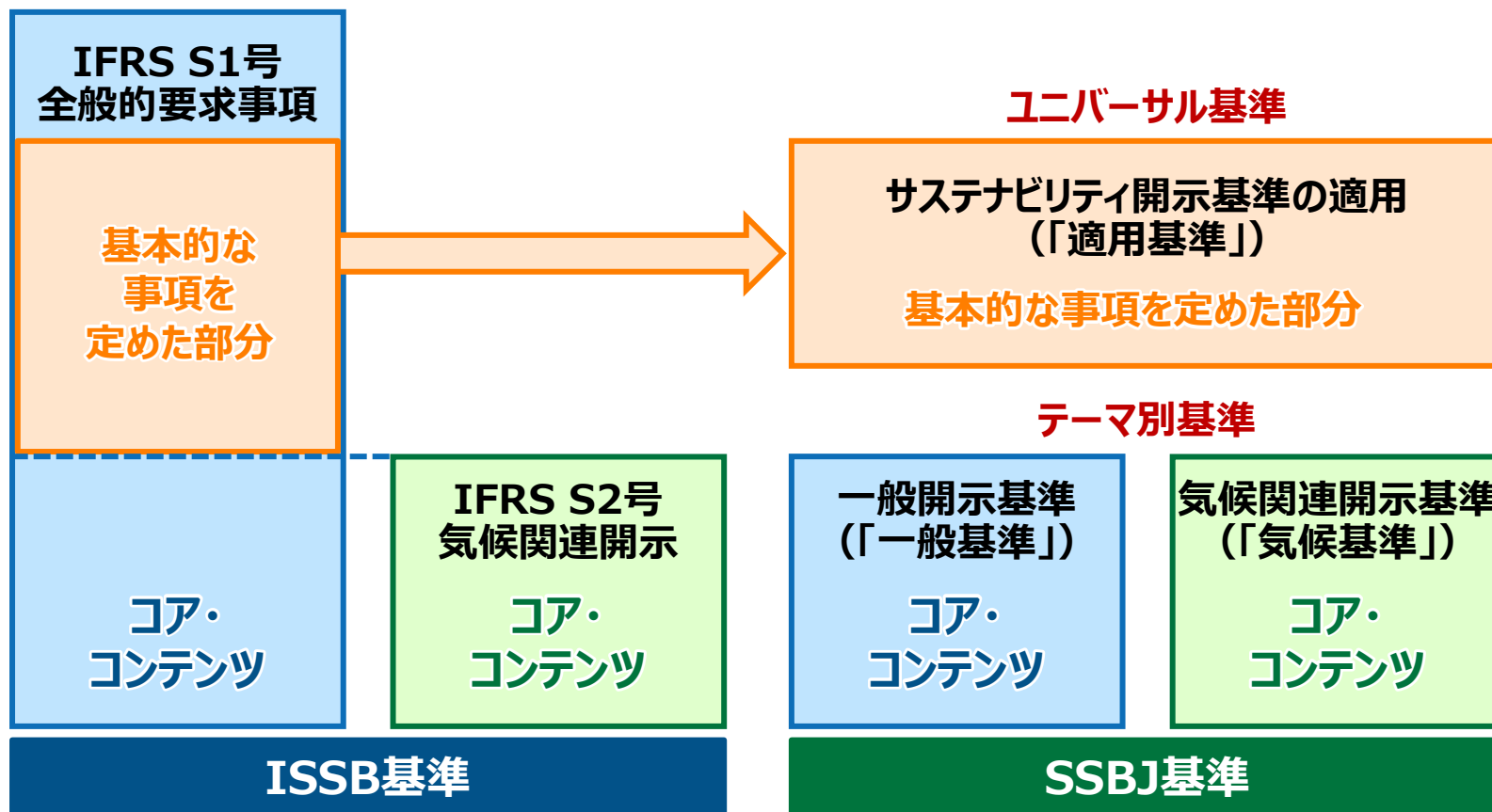
サステナビリティ基準委員会

🌱 コメント期間：**4か月**（2024年**7月31日まで**）

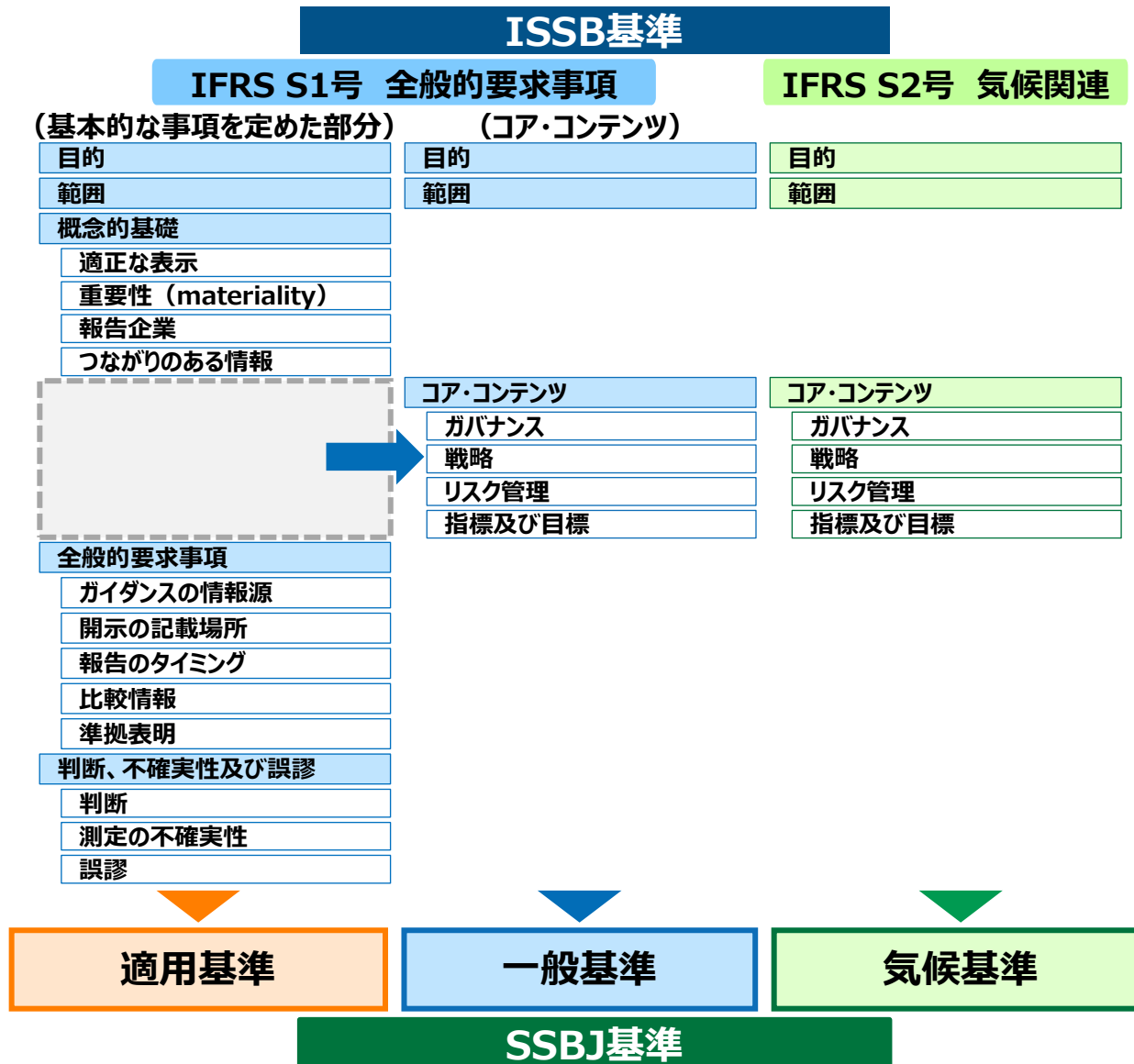


SSBJ基準案の概要

- SSBJ基準案は、IFRS S1号の**基本的な事項を定めた部分**と、**コア・コンテンツを定めた部分**とを、わかりやすさの観点から、**別個の基準（ユニバーサル基準、テーマ別基準）**にして公表している



ISSB基準の構成との比較(2/2)





ISSB基準との主な差異

適用基準案

- ◆ サステナビリティ関連財務開示の**公表承認日**及び承認した機関又は個人の名称の開示
- ◆ 法令の要請に基づきSSBJ基準に従った開示を行う場合の当該**法令の名称**の開示

一般基準案

- ◆ **レジリエンスの評価**に関する定め

🌱 気候基準案

- ◆ スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の**絶対総量の合計値**の開示
- ◆ 温室効果ガス排出の**表示単位**に関する定め
 - ❖ **具体的な桁数については委員の間で意見が分かれた**
- ◆ GHGプロトコルとは異なる方法により測定することを選択し、かつ、当該方法により測定した温室効果ガス排出量に重要性がある場合、**GHGプロトコルにより測定した排出量とGHGプロトコルとは異なる方法により測定した排出量の内訳の開示**
- ◆ **スコープ3**温室効果ガス排出の**カテゴリ別の内訳**の開示
- ◆ ファイナンスド・エミッションに関する**資産運用**に関する活動、**商業銀行**に関する活動及び**保険**に関する活動の**定義**

適用基準案

- ◆ 温室効果ガス排出以外であっても、法令の要請により指標を報告することが要請されており、当該指標の報告のための算定期間がサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の**報告期間が異なる場合**、一定の条件を満たすことを条件に、当該指標の報告のための算定期間を用いて当該指標について報告することができる

- ❖ この代替的な取扱いについては少数意見あり

気候基準案

- ◆ 温対法の適用対象企業が同法に基づき測定した温室効果ガス排出量をサステナビリティ関連財務開示において報告することを選択した場合、公表承認日において**既に当局に提出した温室効果ガス排出量のデータのうち、直近のもの**を用いなければならない

- ❖ また、この定めに従った結果、差異が1年を超える場合、追加の開示を行わなければならない

- ❖ これらの代替的な取扱いについては少数意見あり

🌱 気候基準案（つづき）

- ◆ スコープ2温室効果ガス排出について、ISSB基準で要求している契約証書に関する情報に代えて、**マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量**を開示することができる
 - ❖ この代替的な取扱いについては少数意見あり
- ◆ 気候関連の移行リスク、気候関連の物理的リスク及び気候関連の機会に関連して、資産又は事業活動の数値及びパーセンテージに代えて、資産又は事業活動の**規模に関する情報**を開示することができる
 - ❖ この代替的な取扱いについては少数意見あり
- ◆ 報酬関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているもののその他の評価項目と結び付いて役員報酬に組み込まれており、**気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合**、気候関連の評価項目を含む評価項目**全体**について開示することができる



SSBJ基準案において採用されなかった案

適用基準案

- ◆ サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別にあたって**SASBスタンダード**における**開示トピック**を参照し、その適用可能性を考慮することとする定め
- ◆ 具体的な開示（指標等）の識別にあたり、**SASBスタンダード**に含まれている**開示トピック**に関連した**指標**を参照し、その適用可能性を考慮することとする定め

気候基準案

- ◆ **スコープ3温室効果ガス排出の絶対総量**の開示における**重要性の判断**の適用に関する定めを含めないこと
- ◆ 温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている**内部炭素価格**（メートル・トンあたりの価格）の開示に関する定め

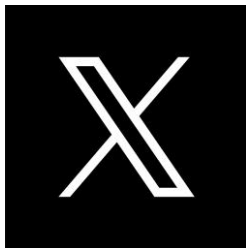


<https://www.ssb-j.jp/jp/>



®

[https://www.linkedin.com/
company/Sustainability-
Standards-Board-of-Japan](https://www.linkedin.com/company/Sustainability-Standards-Board-of-Japan)



SSBJ_Japan